

田原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月23日制定

令和 3年 7月26日改定

令和 5年12月25日改定

田原市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」がもっとも重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

田原市は、愛知県の南端渥美半島に位置し、南は太平洋、北に三河湾、西に伊勢湾と三方を海に囲まれ、蔵王山や半島最高峰の大山を擁するなど、海や山の豊かな自然に囲まれた地域である。昭和43年の豊川用水全面通水以降、大規模な生産基盤の整備が進められ、生鮮野菜類の産地化と、温室・畜産団地などの造成により全国的にも類をみない農業先進地域となっている。また、田原市の北東部には、臨海工業地帯があり、自動車産業をはじめ多くの企業が進出し活発な生産活動を行っている。これらの影響により都市化も進展し、農家数の減少や兼業化が進み、農業後継者の不足と農業従事者の高齢化が進んでいる。そのため、遊休農地の増加が危惧される状況にある。

このような状況の中で、担い手への農地集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、田原市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項規程する田原市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A) (遊休農地を含む)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	6, 7 7 2 ha	5 1 2 ha	7. 5 6 %
目 標 (令和 15 年 3 月)	6, 7 5 2 ha	4 9 2 ha	7. 2 9 %

注1：管内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積と利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積。

※目標設定の考え方：遊休農地は解消面積以上に発生面積が大きいため、新規発生の抑制に努めながら解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 農地パトロールについては、農地利用状況調査の時期にかかわらず、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として、日常的に実施する。
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを中心に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を行う。

② 遊休農地の新規発生の抑制について

- 農地パトロール及び利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対し、適正な農地の管理を働きかけるとともに、相談活動等を通じて農地の利用調整を推進し、遊休農地の新規発生の抑制を図る。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A) (遊休農地を含まない)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	6, 2 6 0 ha	4, 0 4 3 ha	6 4 . 6 %
目 標 (令和 15 年 3 月)	6, 2 6 0 ha	5, 0 0 8 ha	8 0 %

注 1 : 管内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積

※令和 1 5 年目標の集積率はについては、田原市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」農用地の利用に占める面積のシェアを活用。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、1 0 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、愛知みなみ農業協同組合等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数(法人) （新規参入者取得面積）
現 状 (令和 5 年 3 月)	2 人 (0 . 9 ha)	0 法人 (0 ha)
目 標 (令和 15 年 3 月)	7 人 (4 . 2 ha)	3 法人 (1 . 8 ha)

※目標設定の考え方：「たはら農業プラン(2018－2027)中間改定（令和 5 年 3 月）」における新規就農者数（親元就農以外）の目標数を活用。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の情報入手に努め、積極的な働きかけを行う。

② 新規就農に向けた取組みについて

○市、県農業改良普及課、愛知みなみ農業協同組合等と連携し、就農に関する情報提供や就農相談、農地の紹介等、各機関と役割分担をしながら新規就農の受入れ支援と就農後のフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第 3 「地域計画」の目標を達成するための役割

田原市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、田原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声かけ等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力